

2022 年度入試 和光大学大学院出願資格審査実施要領

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号の規定により和光大学大学院（以下「本大学院」という。）へ出願を希望する者について、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうか審査するものです。本大学院における個別の出願資格審査を受け、出願資格を認められた場合に限り出願を認めることとします。

出願資格審査は、和光大学大学院入試委員会が下記により実施し、学長が出願資格を認定します。

記

1. 出願資格審査対象者

出願資格審査の対象者は、次の (1) (2) のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 2022 年 3 月 31 日において、22 歳に達している者
- (2) 本学の指定する書類を期日までに提出できる者

2. 出願資格審査手続等

(1) 申請に必要な書類

下記提出書類のうち、日本語または英語以外で記載されているものには、日本語の訳文を添付してください。必ずしも証明書などの発行者による訳文である必要はありません。

- ① 出願資格認定申請書（本学指定様式）
- ② 出身教育施設の成績証明書原本
- ③ 出身教育施設の修了（又は修了見込）証明書原本
- ④ 出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料（学則またはこれに代わるもの、修業年限、授業時間数、授業科目、修了に必要な単位数等が明記されたもの）
- ⑤ 研究計画書（日本語 A4 版 2,000 字程度。数百字程度で「これまでの研究内容」を含めること）
- ⑥（留学生のみ）留学生用履歴書
- ⑦ 返信用封筒（長形 3 号封筒（120mm×235mm）に申請者の宛先を明記し、郵便切手 404 円を貼り付けたもの）

（注 1）他に必要に応じて証明書等の提出を求めることがあります。

（注 2） これまでに本学から出願資格があると認定された教育施設を修了した者（または修了見込の者）については、上記「出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料」の提出は不要です。

(2) 申請期限及び申請書類の提出先

本学の個別の出願資格審査により出願資格の認定を受けようとする者は、次の各日までに申請してください。

2021 年 6 月 1 日（火）[必着]

2021 年 12 月 8 日（水）[必着]

申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学院出願資格認定申請」と朱書してください。

【提出先】

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘 5-1-1 和光大学入試広報室 (Tel.044-988-1434)

3. 出願資格審査の方法

(1) 審査方法

提出書類に基づく書類審査により行います。

(2) 審査内容

出身教育施設の教育課程が4年制大学の教育課程と同程度であるか確認し、申請者が4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

4. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、

2021年6月1日(火)までに申請した者については、2021年6月11日(金)に、

2021年12月8日(水)までに申請した者については、2022年1月7日(金)に、

それぞれ申請者宛に郵送により通知します。出願資格を認められた者については、「和光大学大学院出願資格認定書」を同封します。

5. 和光大学大学院入学試験への出願について

「和光大学大学院 出願資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学試験に出願することができます。出願の際は、必ず「和光大学大学院 出願資格認定書(写)」を提出してください。

6. 大学からの連絡について

提出された書類に不備があった場合などに、「出願資格認定申請書」に記載されたメールアドレスや電話番号に連絡を取ることがあります。和光大学入試広報室のメールアドレス(go@wako.ac.jp)および電話番号(044-988-1434)から必ず連絡を受けられるようにしておいてください。

以上